

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

昭和44年5月20日

条例第4号

改正 昭和44年8月条例第9号

同 47年8月 同 第3号

同 49年2月 同 第1号

同 55年2月 同 第1号

同 59年2月 同 第1号

同 63年2月 同 第1号

平成元年2月 同 第2号

同 2年3月 同 第1号

同 17年5月 同 第2号

同 20年11月 同 第5号

令和3年11月 同 第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、本組合の議会議員の議員報酬並びに費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 年額 20,000円

副議長 年額 18,000円

議員 年額 17,000円

(支給の方法)

第3条 前条の議員報酬は、毎年3月に支給する。ただし、任期満了その他の事由によりその職を離れたときは、その都度支給する。

2 年の途中において就職し、又は離職した場合は、その就職した月から又は離職した月までそれぞれ月割計算をもって、その議員報酬を支給する。ただし、議員

報酬はいかなる場合においても重複して支給しない。

(費用弁償)

第4条 議会議員が招集に応じ、若しくは職務に従事したとき、又は公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 議会議員が招集に応じ、議会の会議に出席したときに支給する費用弁償は、日額2,000円とし、出席の都度支給する。

3 議会議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、三条市職員の旅費に関する条例(平成17年三条市条例第48号。以下「三条市旅費条例」という。)に定める別表第1区分(1)を適用する旅費相当額とする。

4 前項の費用弁償の支給方法等については、三条市旅費条例の例による。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則(昭和44年8月条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年5月10日から適用する。

附 則(昭和47年8月条例第3号)

この条例は、昭和47年9月1日から施行する。

附 則(昭和49年2月条例第1号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年2月条例第1号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年2月条例第1号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年2月条例第1号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年2月条例第2号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月条例第1号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月条例第2号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成20年11月条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。